

第 71 号議案

豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 8 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用する市民税法人税割の税率について、「働く場の確保」「子育て支援の充実」「学校教育の充実」を図るための財源を確保するため、標準税率の引下げにあわせ、本市において適用する税率を制限税率に変更したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

豊後大野市税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年豊後大野市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 のうち、第 34 条の 4 の改正規定中「100 分の 6」を「100 分の 8.4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。